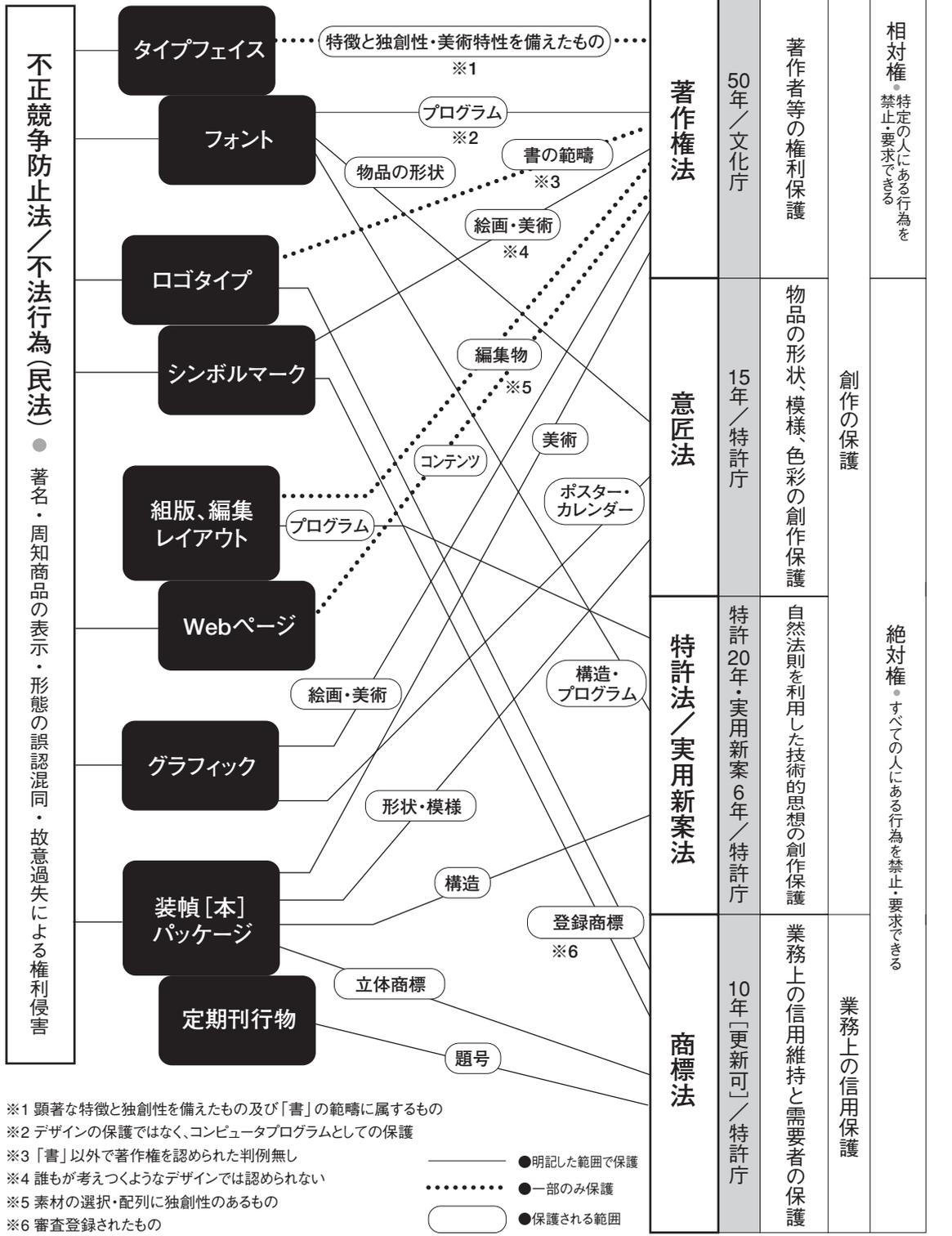


タイポグラフィと法的保護の関係チャート

【T誌230号:20頁より転載】

■海外の法的保護(ウィーン協定) 著作権法、特許法、意匠法による保護
 ・イギリス・フランス・ドイツ・スイス・アメリカ
 ・カナダ・台湾・香港など

■国内の契約・商慣行 著作物、知的財産として取引



※1 顕著な特徴と獨創性を備えたもの及び「書」の範疇に属するもの
 ※2 デザインの保護ではなく、コンピュータプログラムとしての保護
 ※3 「書」以外で著作権を認められた判例無し
 ※4 誰もが考えつようなデザインでは認められない
 ※5 素材の選択・配列に獨創性のあるもの
 ※6 審査登録されたもの

● 明記した範囲で保護
 ● 一部のみ保護
 ○ 保護される範囲